

給実甲第1352号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第1019号の一部改正について（通知）

給実甲第1019号（地域手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

なお、この通知の施行に伴う経過措置については、次に定めるところによってください。

- 一 令和10年3月31日までの間におけるこの通知による改正後の給実甲第1019号（以下「改正後の給実甲第1019号」という。）給与法第11条の7第1項関係第2項第1号及び第3項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに給与法第11条の7第2項関係第3項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定の適用については、改正後の給実甲第1019号給与法第11条の7第1項関係第2項第1号中「給与法第11条の3の規定による地域手当の支給割合」とあるのは「給与法第11条の3の規定による地域手当の支給割合若しくは一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「令和6年改正法」という。）附則第7条第1項の人事院規則で定める割合」と、「給与法第11条の3第3項の人事院規則で定める級地」とあるのは「給与法第11条の3第3項の人事院規則で定める級地若しくは令和6年改正法附則第7条第1項の人事院規則で定める級地」と、改正後の

給実甲第1019号給与法第11条の7第1項関係第3項第1号中「第11条の6までの規定又は」とあるのは「第11条の6まで若しくは令和6年改正法附則第7条第1項の規定又は」と、「第11条の6までの規定にかかわらず」とあるのは「第11条の6まで又は令和6年改正法附則第7条第1項の規定にかかわらず」と、同項第2号中「第11条の6までの規定若しくは」とあるのは「第11条の6まで若しくは令和6年改正法附則第7条第1項の規定若しくは」と、「第11条の6までの規定にかかわらず」とあるのは「第11条の6まで又は令和6年改正法附則第7条第1項の規定にかかわらず」と、同項第4号及び第5号中「第11条の6まで」とあるのは「第11条の6まで又は令和6年改正法附則第7条第1項」と、改正後の給実甲第1019号給与法第11条の7第2項関係第3項第1号及び第2号中「第11条の6までの規定」とあるのは「第11条の6まで若しくは令和6年改正法附則第7条第1項の規定」と、「又は第11条の7第1項」とあるのは「若しくは第11条の7第1項又は令和6年改正法附則第7条第1項」と、同項第4号中「第11条の6まで」とあるのは「第11条の6まで又は令和6年改正法附則第7条第1項」と、同項第5号中「第11条の6までの規定」とあるのは「第11条の6まで又は令和6年改正法附則第7条第1項の規定」と、「又は第11条の7第1項」とあるのは「若しくは第11条の7第1項又は令和6年改正法附則第7条第1項」とする。

二 令和7年3月31日までの間に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の7第1項又は第2項に規定する異動等のあった職員に対する改正後の給実甲第1019号給与法第11条の7第1項関係第2項各号並びに第3項第2号（第4号の規定により第2号の規定の例によることとされる場合を含む。）及び第5号並びに給与法第11条の7第2項関係第2項各号並

びに第3項第2号（第4号の規定により第2号の規定の例によることとされる場合を含む。）及び第5号の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「2年」とする。

三 改正後の給実甲第1019号給与法第11条の7第1項関係第3項第1号に規定する要件具備の日が令和7年4月1日前である職員に対する同号（第4号の規定により第1号の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「2年」とする。

四 改正後の給実甲第1019号給与法第11条の7第2項関係第3項第1号に規定する要件具備の日が令和7年4月1日前である職員に対する同号（第4号の規定により第1号の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「2年」とする。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
給与法第11条の3関係 <u>1 この条の第1項の「当該地域 における民間の賃金水準を基礎</u>	給与法第11条の3関係 (新設)

とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域」の判断は、厚生労働省その他の政府機関の調査による資料を用いて作成する当該地域の民間賃金の指数が全国平均の指数の100分の93.0以上であることを基本として行うこととする。

2 官署の分室、分場その他これに類するもので当該官署とその所在地を異にするもの（以下この項において「分室等」という。）に在勤する職員に対する地域手当の支給は、当該分室等の所在する地域の級地及び割合によるものとする。

給与法第11条の7第1項関係

- 1 (略)
- 2 この条の第1項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。
 - 一 この条の第1項本文に規定する異動等の日から3年を経過するまでの間に職員の在勤する官署が移転したとき及び

官署の分室、分場その他これに類するもので当該官署とその所在地を異にするもの（以下「分室等」という。）に在勤する職員に対する地域手当の支給は、当該分室等の所在する地域の級地及び割合によるものとする。

給与法第11条の7第1項関係

- 1 (略)
- 2 この条の第1項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。
 - 一 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員の在勤する官署が移転したとき及び

当該期間内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る給与法第11条の3の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の3支給割合」という。）又は空港の区域に係る給与法第11条の4の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の4支給割合」という。）が給与法第11条の3第3項の人事院規則で定める級地、給与法第11条の4の人事院規則で定める空港の区域又は同条の人事院規則で定める割合の変更（以下「級地等の変更」という。）により、この条の第1項本文に規定する異動等前の支給割合（級地等の変更により、同項本文に規定する異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超える場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次項第5号において同じ。）を下回る支給割合となったとき。

当該期間内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る給与法第11条の3の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の3支給割合」という。）又は空港の区域に係る給与法第11条の4の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の4支給割合」という。）が改定されたとき。

二 この条の第1項本文に規定する異動等の日から3年を経過するまでの間に職員が特別移転官署（人事院規則9—49（地域手当）（以下「規則9—49」という。）第11条第1項第1号に規定する特別移転官署をいう。以下同じ。）から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動したとき又は当該官署から当該特別移転官署に異動したとき。

三 規則9—49第11条第1項第1号の規定の適用を受けた職員のうち特別移転官署に在勤していたことにより同号に掲げる場合に該当することとなった職員又は同項第2号の規定の適用を受けた職員のうち特別移転官署に在勤していたこととなることにより同号に掲げる場合に該当することとなった職員に係るこれらの特別移転官署に係るみなし特例支給割合（同条第2項第

二 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員が特別移転官署（人事院規則9—49（地域手当）（以下「規則9—49」という。）第11条第1項第1号に規定する特別移転官署をいう。以下同じ。）から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動したとき又は当該官署から当該特別移転官署に異動したとき。

三 規則9—49第11条第1項第1号の規定の適用を受けた職員のうち特別移転官署に在勤していたことにより同号に掲げる場合に該当することとなった職員又は同項第3号の規定の適用を受けた職員のうち特別移転官署に在勤していたこととなることにより同号に掲げる場合に該当することとなった職員に係るこれらの特別移転官署に係るみなし特例支給割合（同条第2項第

1号に規定するみなし特例支給割合をいう。以下同じ。)

が、この条の第1項本文に規定する異動等の日後において同日から3年を経過するまでの間に同日における当該みなし特例支給割合と異なる支給割合となった場合であって、当該支給割合が同日の前日に在勤していた地域手当支給地域等(規則9—49第11条第1項第1号に規定する地域手当支給地域等をいう。以下同じ。)又は同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等(特別移転官署を除く。)に係る第11条の3支給割合又は第11条の4支給割合以下となるとき。

3 この条の第1項ただし書の規定による地域手当の支給については、前項第3号に掲げる場合を除き、次に定めるところによ

1号に規定するみなし特例支給割合をいう。以下同じ。)

が、この条の第1項本文に規定する異動等の日後において同日から2年を経過するまでの間に同日における当該みなし特例支給割合と異なる支給割合となった場合であって、当該支給割合が同日の前日に在勤していた地域手当支給地域等(規則9—49第11条第1項第1号に規定する地域手当支給地域等をいう。以下同じ。)又は同日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等(特別移転官署を除く。)に係る第11条の3支給割合又は第11条の4支給割合以下となるとき。

3 この条の第1項ただし書の規定による地域手当の支給については、前項第3号に掲げる場合を除き、次に定めるところによ

る。この場合において、職員が一の日に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして2回異動したときは、先の異動の直前の地域、官署又は空港の区域から後の異動の直後の地域、官署又は空港の区域に直接異動したものとして取り扱うものとする。

一 この条の第1項本文の規定又はこの号、次号若しくは第4号から第6号までの規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定又は次号若しくは第5号の規定により同項本文に規定する異動等に係る同項本文の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の7第1項支給割合」という。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同項本文に規

る。この場合において、職員が一の日に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして2回異動したときは、先の異動の直前の地域、官署又は空港の区域から後の異動の直後の地域、官署又は空港の区域に直接異動したものとして取り扱うものとする。

一 この条の第1項本文の規定又はこの号、次号、第4号若しくは第5号の規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定又は次号の規定により同項本文に規定する異動等に係る同項本文の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の7第1項支給割合」という。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同項本文に規定する職員たる要件を

定する職員たる要件を具備するに至った日（以下この項において「要件具備の日」という。）から3年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6までの規定にかかわらず、当該異動等に係る第11条の7第1項支給割合による地域手当を支給する。ただし、第3号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ （略）

（削る）

二 この条の第1項本文の規定又は前号、この号若しくは第4号から第6号までの規定により地域手当を支給されている職員（地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤する職員に限る。）に関し、次に

具備するに至った日（以下この項において「要件具備の日」という。）から2年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6までの規定にかかわらず、当該異動等に係る第11条の7第1項支給割合による地域手当を支給する。ただし、第3号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ （略）

ハ 当該職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が異なる割合に改定されること。

二 この条の第1項本文の規定又は前号、この号、第4号若しくは第5号の規定により地域手当を支給されている職員（地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤する職員に限る。）に関し、次に掲げる

掲げる事由が生じた場合で当該事由が生じた日（以下この号及び次号において「事由発生日」という。）の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き6箇月を超えて在勤していたとき（要件具備の日又は事由発生日前の異動若しくは移転に係るこの号本文に規定する職員たる要件を具備するに至った日から起算して6箇月を超えている場合であって、規則9—49第11条第1項第1号又は第12条第1号に掲げる場合に準ずるときを含む。）は、当該職員には、事由発生日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定若しくは前号若しくは第5号の規定又は事由発生日以外の異動若しくは移転に係るこの号の規定により事由発生日の異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又はこの条の第2項本文の規定

事由が生じた場合で当該事由が生じた日（以下この号及び次号において「事由発生日」という。）の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き6箇月を超えて在勤していたとき（要件具備の日又は事由発生日前の異動若しくは移転に係るこの号本文に規定する職員たる要件を具備するに至った日から起算して6箇月を超えている場合であって、規則9—49第11条第1項第1号又は第12条第1号に掲げる場合に準ずるときを含む。）は、当該職員には、事由発生日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定若しくは前号の規定又は事由発生日以外の異動若しくは移転に係るこの号の規定により事由発生日の異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又はこの条の第2項本文の規定による地域手当の支給

による地域手当の支給割合（以下「第11条の7第2項支給割合」という。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、事由発生日から3年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6までの規定にかかわらず、当該異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又は第11条の7第2項支給割合による地域手当を支給する。ただし、次号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ （略）

三 前2号又は次号から第6号までの規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、前2号又は次号から第6号までの規定による地域手当は支給しない。

割合（以下「第11条の7第2項支給割合」という。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、事由発生日から2年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6までの規定にかかわらず、当該異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又は第11条の7第2項支給割合による地域手当を支給する。ただし、次号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ （略）

三 この条の第1項本文の規定又は前2号、次号若しくは第5号の規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、同項本文の規定又は前2号、次号若しくは第5号の規定による地域手当は支給しない。

イ・ロ (略)

ハ 当該職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が級地等の変更により変更され、当該変更後の第11条の3支給割合又は第11条の4支給割合が異動保障支給割合以上となる場合であって、当該変更以後当該地域、官署若しくは空港の区域又は第11条の3支給割合若しくは第11条の4支給割合若しくはみなし特例支給割合が異動保障支給割合以上である地域手当支給地域等若しくは特別移転官署に引き続き6箇月を超えて在勤するとき。

四 給与法第11条の3から第11条の6までの規定により地域手当を支給されている職員で、3年以内にこの条の第1項本文に基づく地域手当又は第2号に基づく地域手当を

イ・ロ (略)

ハ 当該職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が改定され、当該改定後の第11条の3支給割合又は第11条の4支給割合が異動保障支給割合以上となる場合であって、当該改定以後当該地域、官署若しくは空港の区域又は第11条の3支給割合若しくは第11条の4支給割合若しくはみなし特例支給割合が異動保障支給割合以上である地域手当支給地域等若しくは特別移転官署に引き続き6箇月を超えて在勤するとき。

四 給与法第11条の3から第11条の6までの規定により地域手当を支給されている職員でこの条の第1項本文又は第2号に規定する職員たる要件を具備するものに関し、第

支給されていた者のうち、現に在勤する地域、官署又は空港の区域に6箇月を超えて在勤していないものに関し、第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロに掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、これらの事由が生じた日以後、第1号に掲げる事由が生じた場合（第2号に掲げる事由に該当する場合を除く。）にあつては第1号の規定の例により、第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては第1号及び第2号の規定の例により、それぞれ地域手当を支給する。

五 この条の第1項本文に規定する異動等のあつた職員であつて、給与法第11条の3から第11条の6までの規定により地域手当を支給されているものについて、同項本文に規定する異動等の日から3年以内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条

1号又は第2号に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、これらの事由が生じた日以後、第1号に掲げる事由が生じた場合（第2号に掲げる事由に該当する場合を除く。）にあつては第1号の規定の例により、第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては第1号及び第2号の規定の例により、それぞれ地域手当を支給する。

(新設)

の 3 支給割合又は空港の区域に係る第 1 1 条の 4 支給割合が級地等の変更により、同項本文に規定する異動等前の支給割合を下回る支給割合となったことに伴い、同項本文に規定する異動等前の支給割合が職員の在勤する地域若しくは官署に係る第 1 1 条の 3 支給割合又は空港の区域に係る第 1 1 条の 4 支給割合を超えることとなった場合は、当該職員には、同項本文に規定する異動等前の支給割合が職員の在勤する地域若しくは官署に係る第 1 1 条の 3 支給割合又は空港の区域に係る第 1 1 条の 4 支給割合を超えることとなった日以後、第 1 1 条の 7 第 1 項支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から 3 年を経過するまでの間、給与法第 1 1 条の 3 から第 1 1 条の 6 までの規定にかかわらず、当該異動等に

係る第11条の7第1項支給割合による地域手当を支給する。この条の第1項本文に規定する異動等（以下この号において「第1次異動等」という。）のあった職員であつて、給与法第11条の3から第11条の6までの規定により地域手当を支給されているものが、更に同項本文に規定する異動等（以下この号において「第2次異動等」という。）のあったことに伴い、同項本文の規定による地域手当が支給されている場合に、第2次異動等の前に在勤していた地域、官署又は空港の区域に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が級地等の変更により変更され、第1次異動等に係る同項本文に規定する異動等前の支給割合を下回る支給割合となったときも同様とする。ただし、第3号の規定に該当することとなる

場合は、この限りでない。

六 (略)

4・5 (略)

(削る)

給与法第11条の7第2項関係

1 (略)

2 この条の第2項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- 一 この条の第2項本文に規定する異動等の日から3年を経過するまでの間に職員の在勤する官署が移転した場合及び当該期間内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が級地等の変更により、この条の第2項第1号に規定するみなし特例支給割合を下

五 (略)

4・5 (略)

6 平成30年10月1日までの間における第3項第1号及び第2号の規定の適用については、同日までの間におけるこの条の第1項に規定する異動等前の支給割合に準じて取り扱うものとする。

給与法第11条の7第2項関係

1 (略)

2 この条の第2項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- 一 この条の第2項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員の在勤する官署が移転した場合及び当該期間内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が改定された場合

回る支給割合となった場合

二 この条の第2項本文に規定する異動等の日から3年を経過するまでの間に職員が特別移転官署から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動した場合又は当該官署から当該特別移転官署に異動した場合

三 この条の第2項本文の規定により地域手当を支給されている職員でこの条の第1項本文に規定する職員たる要件を具備するものに関し、当該要件を具備するに至った日から3年を経過するまでの間に当該職員に係るみなし特例支給割合が同項本文に規定する異動等前の支給割合に至ることとなった場合

3 この条の第2項ただし書の規定による地域手当の支給については、前項第3号に掲げる場合を除き、次に定めるところによる。この場合において、職員が一の日に在勤する地域、官署又

二 この条の第2項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員が特別移転官署から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動した場合又は当該官署から当該特別移転官署に異動した場合

三 この条の第2項本文の規定により地域手当を支給されている職員でこの条の第1項本文に規定する職員たる要件を具備するものに関し、当該要件を具備するに至った日から2年を経過するまでの間に当該職員に係るみなし特例支給割合が同項本文に規定する異動等前の支給割合に至ることとなった場合

3 この条の第2項ただし書の規定による地域手当の支給については、前項第3号に掲げる場合を除き、次に定めるところによる。この場合において、職員が一の日に在勤する地域、官署又

は空港の区域を異にして2回異動した場合の取扱いは、給与法第11条の7第1項関係第3項の規定の例による。

一 この条の第2項本文の規定又はこの号、次号若しくは第4号から第6号までの規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定又は次号若しくは第5号の規定により同項本文に規定する異動等に係る第11条の7第2項支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同項本文に規定する職員たる要件を具備するに至った日（以下この項において「要件具備の日」という。）から3年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6まで又は第11条の7第1項の規定にか

は空港の区域を異にして2回異動した場合の取扱いは、給与法第11条の7第1項関係第3項の規定の例による。

一 この条の第2項本文の規定又はこの号、次号、第4号若しくは第5号の規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定又は次号の規定により同項本文に規定する異動等に係る第11条の7第2項支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同項本文に規定する職員たる要件を具備するに至った日（以下この項において「要件具備の日」という。）から2年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6まで又は第11条の7第1項の規定にかかわらず、当該異動等に係る

かわらず、当該異動等に係る第11条の7第2項支給割合による地域手当を支給する。ただし、第3号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

(削る)

二 この条の第2項本文の規定又は前号、この号若しくは第4号から第6号までの規定により地域手当を支給されている職員（地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤する職員に限る。）に関し、次に掲げる事由が生じた場合で当該事由が生じた日（以下この号及び次号において「事由発生日」という。）の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続

第11条の7第2項支給割合による地域手当を支給する。ただし、第3号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 当該職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が異なる割合に改定されること。

二 この条の第2項本文の規定又は前号、この号、第4号若しくは第5号の規定により地域手当を支給されている職員（地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤する職員に限る。）に関し、次に掲げる事由が生じた場合で当該事由が生じた日（以下この号及び次号において「事由発生日」という。）の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き6箇

き6箇月を超えて在勤していたとき（要件具備の日又は事由発生日前の異動若しくは移転に係るこの号本文に規定する職員たる要件を具備するに至った日から起算して6箇月を超えている場合であって、規則9—49第11条第1項第1号又は第12条第1号に掲げる場合に準ずるときを含む。）は、当該職員には、事由発生日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定若しくは前号若しくは第5号の規定又は事由発生日以外の異動若しくは移転に係るこの号の規定により事由発生日の異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又は第11条の7第2項支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、事由発生日から3年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6まで又は第11条の7第1項の

月を超えて在勤していたとき（要件具備の日又は事由発生日前の異動若しくは移転に係るこの号本文に規定する職員たる要件を具備するに至った日から起算して6箇月を超えている場合であって、規則9—49第11条第1項第1号又は第12条第1号に掲げる場合に準ずるときを含む。）は、当該職員には、事由発生日以後、給与法第11条の3から第11条の6までの規定若しくは前号の規定又は事由発生日以外の異動若しくは移転に係るこの号の規定により事由発生日の異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又は第11条の7第2項支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、事由発生日から2年を経過するまでの間、給与法第11条の3から第11条の6まで又は第11条の7第1項の規定にかかわらず、当該

規定にかかわらず、当該異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又は第11条の7第2項支給割合による地域手当を支給する。ただし、次号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

三 前2号又は次号から第6号までの規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、前2号又は次号から第6号までの規定による地域手当は支給しない。

イ・ロ (略)

ハ 当該職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が級地等の変更により変更され、当該変更後の

異動又は移転に係る第11条の7第1項支給割合又は第11条の7第2項支給割合による地域手当を支給する。ただし、次号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

三 この条の第2項本文の規定又は前2号、次号若しくは第5号の規定により地域手当を支給されている職員に関し、次に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、当該事由が生じた日以後、同項本文の規定又は前2号、次号若しくは第5号の規定による地域手当は支給しない。

イ・ロ (略)

ハ 当該職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が改定され、当該改定後の第11条の3支給割

第 1 1 条の 3 支給割合又は第 1 1 条の 4 支給割合が異動保障支給割合以上となる場合であって、当該変更以後当該地域、官署若しくは空港の区域又は第 1 1 条の 3 支給割合若しくは第 1 1 条の 4 支給割合若しくはみなし特例支給割合が異動保障支給割合以上である地域手当支給地域等若しくは特別移転官署に引き続き 6 箇月を超えて在勤するとき。

四 給与法第 1 1 条の 3 から第 1 1 条の 6 までの規定により地域手当を支給されている職員で、3 年以内にこの条の第 2 項本文に基づく地域手当又は第 2 号に基づく地域手当を支給されていた者のうち、現に在勤する地域、官署又は空港の区域に 6 箇月を超えて在勤していないものに関し、第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号イ若しくはロに掲げる事由が生じた場合は、当該職員に

合又は第 1 1 条の 4 支給割合が異動保障支給割合以上となる場合であって、当該改定以後当該地域、官署若しくは空港の区域又は第 1 1 条の 3 支給割合若しくは第 1 1 条の 4 支給割合若しくはみなし特例支給割合が異動保障支給割合以上である地域手当支給地域等若しくは特別移転官署に引き続き 6 箇月を超えて在勤するとき。

四 給与法第 1 1 条の 3 から第 1 1 条の 6 までの規定により地域手当を支給されている職員でこの条の第 2 項本文又は第 2 号に規定する職員たる要件を具備するものに関し、第 1 号又は第 2 号に掲げる事由が生じた場合は、当該職員には、これらの事由が生じた日以後、第 1 号に掲げる事由が生じた場合（第 2 号に掲げる事由に該当する場合を除く。）にあつては第 1 号の規

は、これらの事由が生じた日以後、第1号に掲げる事由が生じた場合（第2号に掲げる事由に該当する場合を除く。）にあっては第1号の規定の例により、第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては第1号及び第2号の規定の例により、それぞれ地域手当を支給する。

五 この条の第2項本文に規定する異動等のあった職員であって、給与法第11条の3から第11条の6までの規定により地域手当を支給されているものについて、同項本文に規定する異動等の日から3年以内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が級地等の変更により、みなし特例支給割合を下回る支給割合となったことに伴い、みなし特例支給割合が同項本文に規定する異動等後の支給割

定の例により、第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては第1号及び第2号の規定の例により、それぞれ地域手当を支給する。

(新設)

合を超えることとなった場合は、当該職員には、みなし特
例支給割合が同項本文に規定
する異動等後の支給割合を超
えることとなった日以後、第
11条の7第2項支給割合以
上の支給割合による地域手当
を支給される期間を除き、当
該異動等の日から3年を経過
するまでの間、給与法第11
条の3から第11条の6まで
又は第11条の7第1項の規
定にかかわらず、当該異動等
に係る第11条の7第2項支
給割合による地域手当を支給
する。この条の第2項本文に
規定する異動等（以下この号
において「第1次異動等」と
いう。）のあった職員であつ
て、給与法第11条の3から
第11条の6までの規定によ
り地域手当を支給されている
ものが、更にこの条の第1項
本文に規定する異動等（以下
この号において「第2次異動
等」という。）のあったこと

に伴い、同項本文の規定による地域手当が支給されている場合に、第2次異動等の前に在勤していた地域、官署又は空港の区域に係る第11条の3支給割合又は空港の区域に係る第11条の4支給割合が級地等の変更により変更され、第1次異動等に係るみなし特例支給割合を下回る支給割合となったときも同様とする。ただし、第3号の規定に該当することとなる場合は、この限りでない。

六 (略)

4 (略)

(削る)

規則9—49第11条関係

この条の第1項第3号に該当すると思料される場合が生じたときは、人事院事務総長と協議するも

五 (略)

4 (略)

5 平成30年10月1日までの間における第3項第2号の規定の適用については、同日までの間におけるこの条の第1項に規定する異動等前の支給割合に準じて取り扱うものとする。

(新設)

のとする。

規則 9—4 9 第 1 2 条関係

(新設)

この条の第 3 号に該当すると思料される場合が生じたときは、人事院事務総長と協議するものとする。

規則 9—4 9 第 1 3 条関係

規則 9—4 9 第 1 3 条関係

1 この条の第 1 項第 3 号の人事院が定める法人は、特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 7 条の 2 の規定の適用について、同条第 1 項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人とする。

第 3 号の人事院が定める法人は、特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 7 条の 2 の規定の適用について、同条第 1 項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人とする。

2 この条の第 2 項第 2 号の「人事院が定めるもの」は、同項第 1 号に掲げる異動等に準ずるものとの権衡上必要があるものとして人事院事務総長が認めるものとする。

(新設)

3 前項に規定するものに該当すると思料されるものが生じたときは、人事院事務総長と協議するものとする。

(新設)

規則 9—4 9 第 1 4 条関係

(新設)

<p><u>この条の第1項第4号に該当すると思料される者が生じたときは、人事院事務総長と協議するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>規則9—49第17条関係</p> <p>(略)</p>	<p><u>規則9—49第16条関係</u></p> <p><u>地域手当の支給地域等の見直しに当たって、給与法第11条の3第1項の「当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域」の判断は、総務省、厚生労働省その他の政府機関の調査による資料を用いて作成する当該地域の民間賃金の指数が全国平均の指数の100分の93.0以上であることを基本として行うこととする。</u></p> <p>規則9—49第18条関係</p> <p>(略)</p>
---	--

以 上